

## 指定認知症対応型共同生活介護および指定介護予防認知症対応型共同生活介護 グループホーム「福光グリーンホーム」運営規程

### [事業の目的]

第1条 医療法人社団友愛会が開設する、認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護 福光グリーンホーム（以下「事業所」という。）は、認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護、短期利用認知症対応型共同生活介護および介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護のサービスを受ける者（以下「利用者」という。）が、地域の中で出来るだけ家庭に近い環境の中で生活していただき、洗濯・買い物等を共同で行うことで、日頃忘れかけている事を再び呼び起こされることによって、認知症症状の進行を穏やかにし、安定した生活を送れることを目的とする。

### [運営の方針]

第2条 事業所の従業員は地域との結びつきを重視しながら、利用者を個人として尊び、安心できる生活を営むことが出来るよう支援する。

### [事業所の名称]

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 福光グリーンホーム
- 二 所在地 岐阜市福光東3丁目10番8号

### [職員の種類、員数及び職務内容]

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 計画作成担当者 3名  
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成する。
- 三 介護従事者 18名以上  
介護従事者は、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

### [利用定員]

第5条 利用定員は1ユニット9名で3ユニット27名とする。

### [対象者]

第6条 対象者は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 要支援 2 又は要介護 1 以上の認定を受けられた認知症高齢者
- 二 自傷他害の恐れがないこと
- 三 常時医療機関において治療をする必要がないこと

#### [介護サービスの内容]

第 7 条 事業所の従業員は介護計画に基づき、次の各号に掲げるサービスを包括して提供する。

- 一 入浴・排泄・食事・着替え等の介護
- 二 日常生活の世話
- 三 日常生活の中での機能訓練
- 四 相談、援助

#### [利用料]

第 8 条 事業所が提供する利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に基づいた額とする。

- 一 事業所は前項のほか次に掲げる料金の支払いを受ける。
  1. 家賃
  2. 食材費
  3. 共益費
  4. 行事費
  5. その他、利用された場合については実費（通院介助費・オムツ代・理美容代・趣味嗜好代等）
  6. 保証金（入居時）
- 二 事業所の従業員は、利用者に対して事前に文書に説明した上で支払いに同意する旨の文書に、署名を（記名押印）受けることとする。

#### [入居に当たっての留意事項]

第 9 条 利用者は入居にあたって別表認知症対応型共同生活介護重要事項説明書にある事項について留意しなければならない。

#### [緊急時における対応]

第 10 条 利用者に緊急事態が生じた時は、必要に応じ適切な処置を行うとともに、直ちに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従う。

#### [災害対策]

第 11 条 事業所の従業員は非常災害発生時、人命尊重を最優先とし適切な処置を行い、消

防計画にのっとり避難訓練を行うこととする。

#### [秘密保持]

第12条 事業所の従業員は、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

#### [退居]

第13条 退居に際しては、利用者とその家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と連携し、円滑な退居のための援助を行うこととする。

#### [苦情処理]

第14条 事業所は、入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口及び苦情解決責任者を設置する。受け付けた苦情については、その内容を記録し職員会議等を通じ改善策を検討する等、必要な措置を講じることとする。

又、必要に応じて市及び国民健康保険団体連合会に報告するとともに、指導又は助言があった際にはそれに従い、改善を行う事とする。

#### [身体拘束禁止]

第15条 当事業所は「身体拘束等適正化委員会」を設置し、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、原則として利用者に対し身体拘束をいたしません。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得ることとする。また、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。

#### [記録等の保存]

第16条 事業所は、設備・備品・職員・会計に関する諸記録簿等の整備を行い、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に関する諸記録簿等の整備については、完結の日から5年間保存する。

#### (虐待防止)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について全従業員に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年2回）
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

[その他運営に関する事項]

第18条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制の整備に努める。

- 2 この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人社団友愛会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年12月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和5年 12月 1日から施行する。